



循 社 第 2 6 8 号
平成 2 8 年 6 月 2 2 日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様
一般財団法人千葉県環境財団理事長 様
一般社団法人千葉県建設業協会会長 様

千 葉 県 環 境 生 活 部 長
(公 印 省 略)

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰 (産業廃棄物関係事業
功労者 産業廃棄物排出事業者の部) における被表彰候補者の
推薦について (依頼)

日頃、本県の廃棄物行政に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、産業廃棄物排出事業場において、廃棄物処理法第 21 条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があった方に対して、感謝状を贈呈し表彰しています。

つきましては、別添「千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領」(以下「要領」という。)を御確認の上、候補者を選考していただき、平成 28 年 7 月 22 日(金)までに下記により審査表を提出していただきますようお願いいたします。

(提出は郵送でお願いします。)

また、該当がない場合にも、その旨御回答くださいますようお願いいたします。
(FAX、電子メール可)

なお、選考の結果、推薦をいただいた候補者が受賞できない場合もありますので、御了承願います。

記

1 提出書類

審査表 (様式 1 の 1)

2 推薦及び書類作成にあたっての注意点

(1) 候補者又は候補者の所属する事業者について、過去 5 年間に環境関連法令違反がある場合には、表彰対象外となることがありますので御留意ください。

(2) 候補者の年齢及び従事年数は、平成 28 年 4 月 1 日現在としてください。なお、平成 22 年度から要領の別表 1 (感謝状の選考基準) を改正し、産業廃棄物関係事業功労者の部についても、一般廃棄物関係事業功労者の部と同様の年齢基準

を設けましたので御留意ください。

5.885

- (3) 要領第6条及び第7条に定める人数以内（知事感謝状2名以内、部長感謝状5名以内）で推薦をお願いします。また、同一事業者からは、原則1名以内で推薦をお願いします。
- (4) 知事感謝状の推薦について、「過去に部長感謝状を受賞していること」が条件の一つとなっていますが、平成19年度まで実施していた「クリーンウェイト千葉大会会長感謝状」を受賞した者についても部長感謝状を受賞したものと扱いますので、御留意ください。
- (5) 様式について電子媒体を入手されたい場合は、下記のアドレスまでメール送信していただければ返信いたします。

【提出先】

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1
千葉県循環型社会推進課資源循環企画室

TEL. : 043-223-2645

FAX. : 043-221-3970

E-Mail : e-sigen@mz.pref.chiba.lg.jp

(担当：南部)

知事・部長感謝状審査票(個人)

年 度	平成28年度		
表彰の名称	産業廃棄物関係事業功労者 (排出事業者の部)	表彰実施日	(未定)
担当部局		担当課	(所属) (担当)
ふりがな			
氏 名		従事年数	年 月
生年月日		年齢(歳)	
住 所	〒		
最終学歴			

区分	職名等	在職期間		在職年月数	備考
		自	年 月 日		
職歴等		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	
		自	年 月 日	年 月	
		至	年 月 日	年 月	

表彰歴	表彰年月日	表彰名(受賞功労名)	表彰者

功績概要	
------	--

千葉県循環型社会形成推進功労者等表彰事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県内で廃棄物の適正処理及び廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）の活動を通じて、循環型社会形成の推進に功労のあった個人、団体及び事業所を表彰し、その功績に報いるとともに、廃棄物の適正処理及び3Rに関する意識の高揚を図ることにより、循環型社会の形成を推進するため、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(表彰の区分)

第2条 表彰は、一般廃棄物関係事業功労者、産業廃棄物関係事業功労者及び循環型社会形成推進功労者について、知事及び環境生活部長の感謝状をもって行う。

(1) 一般廃棄物関係事業功労者

市町村、一部事務組合等の清掃現場作業員若しくは事務職員であって、多年にわたり一般廃棄物の収集運搬業若しくは処分業に従事し、又は清掃事業者（ごみ・し尿の収集運搬処理、浄化槽）の役員若しくは作業員であって、多年にわたり市町村の清掃業務に協力し、勤務成績優秀かつ人格円満で他の模範であると認められる者

(2) 産業廃棄物関係事業功労者

① 不法投棄監視員の部

市町村の不法投棄監視員として多年にわたり継続して監視活動に携わり、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

② 産業廃棄物排出事業者の部

産業廃棄物排出事業場において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第21条に定める技術管理者等としての業務に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があったと認められる者

③ 産業廃棄物処理業者の部

産業廃棄物処理業に多年にわたり従事し、産業廃棄物の適正処理に大きな功績があるとともに、業界の発展に功績があったと認められる者

(3) 循環型社会形成推進功労者（個人・団体、事業所）

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進に向けた活動に継続的に取り組み、循環型社会の形成推進に向けた功績が大きいと認められる個人・団体及び特に貢献の認められる事業所

(表彰の基準)

第3条 感謝状の選考基準については、別表1のとおりとする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 表彰候補者は、表彰の区分に応じ、次の団体及び関係課から推薦を受けるものとする。

- (1) 一般廃棄物関係事業功労者
 - ア 市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合
 - イ 一般社団法人千葉県浄化槽協会
 - ウ 一般社団法人千葉県環境保全センター
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
 - ① 不法投棄監視員の部
 - ア 市町村
 - ② 産業廃棄物排出事業者の部
 - ア 一般社団法人千葉県環境保全協議会
 - イ 一般財団法人千葉県環境財団
 - ウ 一般社団法人千葉県建設業協会
 - ③ 産業廃棄物処理業者の部
 - ア 一般社団法人千葉県産業廃棄物協会
 - イ 千葉県産業廃棄物処理業協同組合
- (3) 循環型社会形成推進功労者(個人・団体、事業所)
 - ア 市町村及び一般廃棄物関係一部事務組合
 - イ 関係課(別表2)

第5条 第4条の推薦団体等は、第3条の表彰の基準に該当する者について、次の書類を添付して、表彰候補者として知事または環境生活部長に推薦するものとする。

- (1) 一般廃棄物関係事業功労者
審査票(様式1の1)
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
審査票(様式1の1)
- (3) 循環型社会形成推進功労者
 - 1 個人の場合
審査票(様式1の1)
 - 2 団体、事業所の場合
審査票(様式1の2)

(知事感謝状の選考)

第6条 知事は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で大臣又は知事から表彰を受けた者を除く。

- (1) 一般廃棄物関係事業功労者 20名以内
- (2) 産業廃棄物関係事業功労者
 - ① 不法投棄監視員の部 5名以内
 - ② 産業廃棄物排出事業者の部 2名以内
 - ③ 産業廃棄物処理業者の部 2名以内

(3) 循環型社会形成推進功労者

- | | |
|---------|----------|
| ① 個人・団体 | 5名(団体)以内 |
| ② 事業所 | 3事業所以内 |

(部長感謝状の選考)

第7条 環境生活部長は、推薦のあった者について審査し、次の区分により被表彰者を選考する。なお、同様の功績で環境生活部長から表彰を受けた者を除く。

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 一般廃棄物関係事業功労者 | 75名以内 |
| (2) 産業廃棄物関係事業功労者 | |
| ① 不法投棄監視員の部 | 15名以内 |
| ② 産業廃棄物排出事業者の部 | 5名以内 |
| ③ 産業廃棄物処理業者の部 | 5名以内 |
| (3) 循環型社会形成推進功労者 | |
| ① 個人・団体 | 15名(団体)以内 |
| ② 事業所 | 5事業場以内 |

(表彰の方法)

第8条 感謝状の贈呈は年1回開催する「千葉県廃棄物適正処理推進大会」において行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年8月8日から施行する。
- 2 産業廃棄物減量化・再資源化優良事業場千葉県表彰実施要綱(平成9年9月30日適用)及び千葉県リサイクル功労者等表彰要綱(平成16年9月8日適用)は廃止する。

附 則

この要領は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

別表1 (感謝状の選考基準) ※1

表彰区分	知事感謝状		環境生活部長感謝状	
	従事年数	年齢	従事年数	年齢
一般廃棄物関係 事業功労者	市町村、一部事務組合、公社	20年以上	16年以上	45歳以上 ※3
	清掃事業者 (ごみ・し尿の収集運搬処理、浄化槽)	役員	10年以上	役員 10年以上 作業員 16年以上
		作業員	20年以上	
産業廃棄物関係 事業功労者	不法投棄監視員の部	10年以上	5年以上	45歳以上
	産業廃棄物排出事業者の部	20年以上	15年以上	
	産業廃棄物処理業者の部	20年以上	15年以上	
循環型社会形成 推進功労者	個人	概ね10年以上 ※4	概ね7年以上	60歳以上 55歳以上
	団体	概ね7年以上 ※4	概ね5年以上	
	事業所			

※1 基準年月日は、表彰実施年度の4月1日とする。

※2 過去に部長感謝状を受賞していること。60歳未満の候補者については、部長感謝状の受賞から2年以上経過していること。

※3 過去に千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状を受賞していること。55歳未満の候補者については、千葉県環境衛生促進協議会会長感謝状の受賞から3年以上経過していること。

※4 原則として過去に部長感謝状を受賞していること。ただし、その活動内容が画期的であり顕著な功績を残したものにあってはこの限りではない。

別表 2 (関係課)

部	課
環境生活部	環境政策課
	循環型社会推進課
	廃棄物指導課
	くらし安全推進課
	県民生活・文化課
商工労働部	経済政策課
農林水産部	安全農業推進課
県土整備部	県土整備政策課
	技術管理課
水道局	総務企画課
教育庁 (教育振興部)	指導課